

静岡県バイオマス活用推進計画（改定版） 概要

1 計画の概要

(1) 目的

- ・循環型社会の構築に向け、バイオマスの利活用向上を目指す。
- ・県民、事業者、市町、県が今後取り組むべき基本的な方向性を明らかにする。

(2) 計画の位置付け

静岡県総合計画を環境面から補完する改定版第3次静岡県環境基本計画の個別計画のうち、特にバイオマスの活用推進に関する具体的な行動計画とする。

(3) 計画の目標

ア 目標年度 平成32年度（中間年度（平成28年度）に計画を改定する）

イ 利活用率の目標

	H32					H22	H27
	予想 発生量 (トン)	利活用目標値			(参考)国計画	利活用率 (%)	利活用率 (%)
		利活用量 (トン)	炭素換算量 (トン)	利活用率 (%)	利活用率 (%)		
家畜排せつ物	849,000	806,550	48,127	95	約90	93	93
食品廃棄物	216,000	181,440	8,020	(注) 84	(注) 約40	59	84
生ごみ	307,000	245,600	10,856	(注) 80		63	66
廃食用油(事業系) (一般廃棄物系)	12,000 6,000	12,000 4,800	8,568 3,427	100 (注) 80		100 (注) 59	100 (注) 66
製材所木くず	51,000	48,450	25,097	95	約97	95	95
建設廃木材	136,000	131,920	68,335	(注) 97	約95	85	(注) 97
黒液	928,000	928,000	260,304	100	約100	100	100
下水汚泥	190,200	190,200	14,607	100	約85	87	92
し尿処理施設汚泥	33,000	14,850	1,140	45	—	38	40
林地残材(間伐材)	340,000	200,000	103,600	59	約30以上	41	54

※ただし、平成28年12月末日時点の最新値

(注) 原材料用のほか、焼却処理施設での熱利用、発電、再資源化・縮減率も対象としている。

(4) 重点取組

- ・資源を一度のみの使いきりにするのではなく、多段階に利活用し最終的にエネルギーとして活用する仕組みづくりを促進する。
- ・個別バイオマスの取組として、発生量が多い割には利活用が進んでいない食品廃棄物・生ごみと林地残材（間伐材）の取組を推進する。
- ・エネルギー利用の促進のため、可能性調査や設備導入への支援を行う。

	主な取組
食品廃棄物 ・生ごみ	ごみ分別の徹底、リサイクル製品の利用拡大、メタンガス化等によるエネルギー利用の促進 など
林地残材 (間伐材)	低コスト生産システムの推進、公共事業への積極的利用、木質ペレット・チップボイラーの導入支援 などそれぞれ適した用途での利用を促進
発電設備・熱利用 設備の導入支援	可能性調査や設備導入への支援などにより、バイオマスのエネルギー利用を促進

2 改定のポイント

国の基本計画の改定内容等を下記のとおり反映した。

○利活用目標値の見直し

- ・食品廃棄物:59%→84%(H32 目標値を達成したため目標値を引き上げ)
- ・林地残材(間伐材):41%→59%(H32 目標値を達成したため目標値を引き上げ)
- ・建設廃木材:95%→97%(最新の資料により時点修正)

○重点取組に新たな内容を追加

項目	追加内容	目的
食品廃棄物 ・生ごみ	可能性調査や設備導入への支援、 エネルギー利用に向けた研究開発	エネルギー利用推進
林地残材 (間伐材)	県産材の販路拡大	搬出された間伐材の 利用促進
バイオマス 全般	バイオマス発電設備・熱利用設備の導 入支援	バイオマス全般の エネルギー利用の促進

○国の基本計画の主な変更箇所のうち、県計画に記載されていない文言の反映

- ・発電に比べエネルギー効率の高い「熱利用」などの取組を推進するため、「計画策定の視点」に表現を追加
- ・「農林漁業の振興」や「地域への利益還元」につながる取組を推進するため、「計画策定の視点」に表現を追加

○「資源作物」の削除

国の基本計画から削除された「資源作物」(菜種など)について、本県においても生産実態が確認できないため、利活用状況や取組方向の記述を削除する。